

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 25 日現在

機関番号：34407

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2012

課題番号：21530280

研究課題名（和文） 「拡大」のインパクトと金融ショックがEUの労働市場に与える効果に関する研究

研究課題名（英文） Study about the effect of “EU Enlargement” and Monetary Shock on the EU Labor Markets

研究代表者

本田 雅子（HONDA MASAKO）

大阪産業大学・経済学部・准教授

研究者番号：50306073

研究成果の概要（和文）：本研究では、スウェーデン、イギリス、フィンランド、およびアイスランドにおいて生じた事例を比較・分析することを通じ、第5次EU拡大と近年の金融ショックがEUの労働市場にもたらした影響を明らかにし、EU統合に対するそのインプリケーションを考察した。これらのケース・スタディにおいて拡大は高所得の加盟国の国内社会に軋轢と緊張をもたらしたこと、EUの市場統合を後退させないためにはEU加盟諸国における労働市場に関するいっそうの制度調整が必要とされることが示された。

研究成果の概要（英文）：This study shows influence of the fifth enlargement and recent monetary shock on EU labor market through four case studies of Sweden, UK, Finland, and Iceland, and considers its implication on the European integration. In those case studies, it is shown that the enlargement brought conflicts and tensions in society of a high-income country, and that the more integration of the European market needs the more coordination of labor market policies in the member countries.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
平成 21 年度	900,000	270,000	1,170,000
平成 22 年度	600,000	180,000	780,000
平成 23 年度	600,000	180,000	780,000
平成 24 年度	500,000	150,000	650,000
総計	2,600,000	780,000	3,380,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学・経済政策

キーワード：経済政策

### 1. 研究開始当初の背景

私は本研究以前 10 数年に渡ってEU統合の研究、とりわけEU域内の労働移動および労働市場をテーマとする研究を続けてきた。平成 14 年度～16 年度には科学研究費補助金・若手研究(B)の交付を受け、「EU大の労働市場の調整制度に関する研究」を行った。この研究においては、EU域内での労働の移動性（モビリティ）増大には雇用政策分野でのEUの労働市場調整政策が重要であるこ

とに着目し、そのような政策の展開をフォローアップしたうえで、それが実態面にどのような影響を与え、またそれが制度にフィードバックされているのかを分析し、EU統合全体における政策的含意を明らかにした。この若手研究(B)による研究を発展させ、平成 17 年度～19 年度に科学研究費補助金・基盤研究(C)の交付を受けて行ったのが「EUにおける資本移動と労働移動の政策選択に関する研究」である。この研究においてはEUが資本

移動と労働移動の自由化を同時ではあるが異なる程度によって推進してきた論理と政策意図を明らかにし、そのような政策選択が国際的枠組みの形成と発展にどのように関連してきたのかを明らかにした。

それら一連の研究を終了した後、私は EU 域内の労働移動および労働市場に関する研究は、EU 統合の進行に応じて、その後ますます重要なものになると考えた。そこで、過去 6 年間にわたる研究成果を土台にし、新たに科学研究費補助金を得て行ったのが本研究である。

## 2. 研究の目的

私が EU 域内の労働移動および労働市場に関する研究の必要性がいつそう高まっていると考えたのは以下のような理由による。

第 1 に、EU は近年大きく「拡大」し、域内の「労働移動」および「EU 労働市場」の問題がますます重要になっている。EU は周知の通り、2004 年、2007 年の 2 度にわたり、12 カ国もの新規加盟国を迎えたが、これらの国々の所得水準は既加盟国と比べてはるかに低く、これらの国々の加盟が EU に与える影響が懸念された。最大 7 年間の過渡期間の設定と、各加盟国の実情に応じた適用によって妥協が図られ、一部加盟国は新規加盟国民の自由移動を過渡期間の最初から認めたが、ドイツなどの主要移民受入国は自由化をすぐには実施しなかった。このため自由化が実施された国へ偏った流入が生じ、問題になった。自由化の最終期限として 2004 年加盟のマルタ、キプロスを除く新規加盟 8 カ国（以下、EU8）に対しては 2011 年 4 月末、2007 年の新規加盟国に対しては 2013 年 12 月末という過渡期間が設定されていたが、その過渡期間の間に EU 各国の労働市場にどのような影響が及ぶのか、また最終期限が果たして守られるのか、後退はないのかが注目されていた。

第 2 に、EU の「深化」も EU 域内労働移動をますます重要なものにした。EU は 1992 年の市場統合とその後のフォローアップによって財市場における統合の基礎をほぼ完成させた。また、1999 年～2002 年にかけては単一通貨ユーロを導入し、欧州中央銀行制度を創設し、共通の金融政策を開始した。このため EU 域内に経済的不均衡が生じてても、加盟諸国は独自の為替政策と金融政策を行うことがもはやできない。実際問題として不均衡を是正するほど大きな労働移動が EU 域内で生じることは期待されているわけではないが、にもかかわらず、単一市場・単一通貨創設後の EU にとって、残された未完成的な市場である EU 労働市場と域内労働移動の自由化は重要な課題であった。

第 3 に、「労働移動」の自由化に関する問題は世界的にも大きな課題になっている。日本をはじめ先進国では人口減少による労働不足から外国人労働力への関心が高いが、とりわけ高技能労働者の獲得に関する関心が高まっている。他方、途上国でも自国移出民からの送金の経済的メリットが注目され、自国民の「輸出」への意欲が高まっている。このように国際労働移動に関する利害関心は受入国と送出国の双方で世界的に高まっているが、国際労働移動のもたらす送出国からの「頭脳流出」の問題や、受入国における社会的・政治的・経済的軋轢は外国人労働者に関する多くの文献によってすでによく知られている。域内で労働移動を自由化した EU はそのような国際労働移動がもたらす問題のいわば「実験場」であり、その域内で生じる相対的低所得国（たとえばラトビアのような国々）から相対的高所得国への移動の実態とその影響についての研究は、世界大の「労働移動」の問題を扱う研究にも貴重な資料を提供するものとなる。

第 4 に、アメリカのサブプライムローンの問題に端を發したヨーロッパの深刻な金融危機と経済不況という環境において、EU の労働移動の実態および制度的発展はいつそう注目に値する。1970 年代、オイルショック後の不況の下、EU の域内労働移動の実態および制度的発展は停滞した。80 年代の景気上昇の追い風と域内市場プログラムの助けを得てようやく労働移動に関する制度上のブレークスルーが生じた。現在の金融ショックが EU の労働市場へどのようなインパクトを与え、EU 大の労働市場および労働移動に関する政策形成が短期的、中期的にどのような影響を受けるのか、ひとつの広域的国民経済として現れつつあった EU の経済が分裂傾向を深めるのか、苦境に入ったこの時期であるからこそ、労働移動に関する動向を注視し、深い洞察を与える必要がある。

本研究の目的は、上述の諸点に着目し、近年の EU 「拡大」と「深化」および金融ショックが EU の労働移動および労働市場に与える効果を明らかにすることである。

## 3. 研究の方法

経済学の実証研究においてはマクロデータ等を用い、回帰分析等によってその効果を統計的に検証するものが多いが、本研究はそのような手法を取らず、企業や労働者、政策立案者、国際機関などのアクターの行動を分析する政治経済学的なアプローチを取るところに特色がある。このアプローチは私のこれまでの研究において確立してきたものである。統計学的手法による実証研究はもちろん有用であると考えているが、私がそのような手法を取らずに政治経済学的アプローチ

を続けてきた理由は、第一に、国家間の単なる経済的利益共同体を越えてより複雑な諸論理によって結びついている諸国家の結合体としてのEUを研究対象とするとき、個別・具体的にアクターの動機や利害を詳細に調べることによってEU統合の全体像によりよく接近することができると思われるからである。第二に、EUの場合、労働者の自由移動の制度化が進んでいるゆえに、移動に関する統計データの収集に困難が生じる場合が多く、不足を補うためには関係者への直接のインタビュー等の現地調査で情報を補充するという地道な手法を取らざるをえないという制約があるためである。

EU域内の外国人労働者に関する研究は多いが、その多くはEU域外からの労働者、とりわけ発展途上国からの移動者が対象となっている。また、その多くは法学、政治学、社会学による外国人労働者研究であり、経済学からEU域内の労働移動にアプローチする文献は少なく、本研究は国内外でも極めてユニークな部類に属する研究である。

本研究では、具体的には以下の諸点に焦点を絞って、研究を行った。

まず、「拡大」はEU域内労働移動にどのような影響を及ぼしたか、とりわけ、2004年から自由化を開始したスウェーデン、アイルランド、イギリスを中心に、労働移動の実態と各国にもたらされた経済的インパクト、社会的・政治的影響を明らかにする。

次に「拡大」の影響を、2006年から自由化を開始したフィンランド、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スペインを中心に調べ、2004年の第一陣の国々との比較において、それらの国々に自由化開始を可能にした背景を分析しつつ、各国に及んだ経済的インパクトの有無と程度を明らかにする。

加えて、ハンガリーとアイスランド（後者はEUに未加盟だが公共職業紹介所ネットワーク（EURES）やシェンゲン協定に加盟し人の移動は自由化されている）など金融危機から大きな影響を受けた国を事例に取り上げ、金融ショックが与える労働移動の実態への影響と、労働移動および労働市場の制度的展開に及ぼす影響の有無と程度を明らかにする。

さらに、以上の実態面および制度面での展開を整理し、再度分析を加え、「拡大」のインパクトおよび金融ショックがEUの労働移動と労働市場に与える効果について考察し、EU統合への含意を明らかにする。

#### 4. 研究成果

本研究の成果としては、研究期間内に4本の論文を刊行した。以下で、その4本の論文から得られた知見を述べる。

(1) 第1論文では、2004年の第5次EU拡大によってEU域内の労働移動にどのようなインパクトがもたらされたのかを明らかにするため、ラトビアとスウェーデンとの間で生じた事件をケース・スタディとしてとりあげた。スウェーデンを最初のケース・スタディに選択したのは、スウェーデンがEU諸国の中で相対的に高所得国であると同時にEU市民の域内自由移動に関するEU法のルールを第5次拡大時に完全適用した唯一の国であったことである。他方、ラトビアは2004年のEU新規加盟諸国の中で最貧国であったことから、興味深いケース・スタディになると思われた。スウェーデンの労働移動に関する原因を分析する上では、スウェーデンと同様に2004年から労働移動の自由化を開始したアイルランド、イギリスとの比較も行った。本論文から明らかになったことは、第1に、2004年にEU域内労働者の自由移動に関するルールを新規加盟国に唯一完全適用し、制度適用の優等生ともいえるスウェーデンではあったが、スウェーデンへの労働移動はイギリスやアイルランドと比較すると大きくないことである。これにはいくつかの要因があるが、本論文のケース・スタディで取り上げたスウェーデンの労働慣行も一因となっている。第2に、スウェーデンのケース・スタディで見られたような大きな軋轢が生じる原因として、EU統合が抱える、経済新自由主義による競争力強化とEU統合の社会的側面という2つの目的の同時遂行から生じる葛藤が背景にあることを確認した。EUの市場統合は、低賃金国から高賃金国へと労働者が移動することによって、高賃金国と低賃金国の賃金水準が平準化し、それによって経済効率化を図ることを基本目的としていた。1992年市場統合の際にはソーシャル・ダンピングを防ぎ、市場統合の社会的次元への配慮も求められたが、2000年のリスボン欧州理事会以降、新自由主義的統合路線が重視され、第5次拡大では中東欧諸国からの低賃金労働を用いてEU企業の競争力を強化するという期待が高まった。この流れを受けてスウェーデンの財界が市場統合のルールの貫徹を求めたために、大きな衝突が生じたのである。第3に、本論文のケース・スタディで見られたような激しい抵抗が生じるようになったのは、世界経済の流れとも関係している。グローバルな企業間競争が激化し、投資家および消費者の力が強力になり、企業は投資家と消費者によるコストダウンの圧力を受け、国内の巨大寡占企業や労働組合が力を失い、民主主義が弱体化していくというライシュが「超資本主義」と呼ぶ現象はヨーロッパにも影響を与えた。2000年のリスボン欧州理事会の目標は、1990年代にアメリカ経済が好調であったことを見て、アメリカの後追い

をしようとするものであった。スウェーデンの財界がEU法の貫徹を求めたのも、そのような世界的潮流からの影響を強く受けた上での行動である。第4に、しかしながら、スウェーデンの労使関係はEU諸国の中でも最良の実例としてEUにも評価されてきたこと、EU加盟国には他の北欧諸国などスウェーデンと似た政治環境と労使関係を持つ国があることから、アメリカと比べてソーシャルな側面を支持する勢力が大きく、経済新自由主義的な方向への単線的な進行は進まないと考えられる。

(2) 第2論文では、イギリスのケースを分析対象として取り上げた。第1論文ではスウェーデンにおける労働移動の実態をイギリスおよびアイルランドと比較しながら整理したが、スウェーデンへの移動が移動の制度を完全適用した割には少なかったのに対し、イギリスは2004年からの新規加盟国（以下、EU10）から労働者をEU諸国で最も多く受入れ、好景気時の人手不足の解消で労働移動自由化から最も利益を享受した。第2論文では、イギリスで生じた大規模争議をめぐってのアクター間の利害関係を分析した上で、次のような知見を得た。スウェーデンのケースとの比較において、まず共通点として、①EU法と国内法との齟齬が労使間の軋轢を引き起こす原因となった、②経済危機や景気後退の影響が軋轢を増幅した、③軋轢の激化がEU統合に対する国民の疑念を引き起こし、EUの労働移動に関する制度に対する規制が言及されるようになったことがある。しかし、相違点は、①スウェーデンのケースでは事業の発注主体が自治体であるのに対し、イギリスのケースでは私企業、②スウェーデンのケースではラトビアとの間に大きな賃金格差があったのに対し、イタリアとイギリスとの間の賃金格差は相対的に小さく、「ソーシャル・ダンピング」とは明言できない、③関係した企業の建設業における実績ではイギリスのケースの方がはるかに上で、大きな差があることである。これらの相違点から、イギリスで生じたケースの方が、EUの域内市場の理念により大きく反しており、EUの域内市場統合政策にとって脅威である。スウェーデンのケースにおいても、イギリスのケースにおいても、国外派遣労働者に対する労使間の見解の溝は深い。論文で取り上げたような事件が頻発してEU域内市場政策への不信感が高まるのを防ぐには、労使間のコンセンサスの構築が不可欠である。

(3) 第3論文では、アイスランドを分析対象とした。アイスランドは2008年に通貨危機と財政危機に陥り、国家の破綻の瀬戸際まで追い込まれた。IMFと北欧諸国等から融資

を受けて破綻を回避し、国家の経済再建に取り組んでいるが、経済成長率は落ち込んだままである。そのような危機に直面し、アイスランドは2009年7月よりEUへの加盟申請を行い、2010年7月よりEU加盟交渉を開始した。アイスランドのEU加盟はまだ実現していないわけであるが、アイスランドは欧州経済領域（EEA）協定（1994年発効）国であるためEUとのモノ・人・サービス・資本の自由移動が保障され、また、北欧諸国とパスポート同盟を結んでいた関係から、EU諸国の国境間の人の自由移動を確保するためのシェンゲン協定（1995年発効）にも加盟し、EUの職業紹介サービス（EURES）にも参加している。このため、アイスランドは、未加盟とは言え、人の移動および労働移動の制度についてはEUとの統合がほぼ完全に自由化がされている国と言える。本論文ではアイスランドの労働移動の実態を入手可能なデータを元に整理したが、その結果、いくつかの諸点が明らかになった。第1に、アイスランド人の国際移動は純移動で見ると移出超過が基調である一方で、外国人の国際移動は移入超過が基調であるが、グロスで見ると、流出・流入ともに増加傾向が見られ、とりわけ外国人に関しては、2004～2007年に流入が急増している。第2に、2004年～2008年にアイスランドへ流入した外国人については、移入・移出ともに男性の割合が顕著に高く、35～64歳の壮年の労働者の割合が高いこと、そして2004年・2007年新規加盟国（以下、EU12）からの流入者の割合がピーク時には73.1%に達するほどであった。第3に、人口のストックで見ても、2000年代半ばからの外国人人口の急増は、EU12からの人口の急増が原因となっている。第4に、アイスランド人の移出に焦点を当てて見ると、2008年の金融危機後の2009年から急増しているのがわかる。その移出先の大部分は北欧4カ国である。外国人の移出も同じく2009年には流出が流入を上回った。論文では次に、そのような労働移動の実態を生じさせた要因を考察するとともに、第5次EU拡大がアイスランドに与えた効果を考察した。その結果、明らかになったことは、EU12からの労働移動は、制度的要因が大きく影響しているということである。アイスランドへの外国人の流入が増大した要因には、アイスランドの基幹産業であるアルミ産業の事業拡大と企業支援のためにアイスランド政府が行う巨大ダム建設、および不動産ブームがもたらした建築需要の増大から生じた労働需要があった。建設部門で必要とされたのは壮年の男性労働者である。しかし、労働者を国籍別に見てEU12からの外国人が顕著に急増したのは、アイスランドがEUとの間にすでに人および労働に関する統合の制

度的枠組みを持っており、EU拡大と同時にEU12の国民は労働許可を取得することなくアイスランドへ入国・就労できるようになったことが大きい。アイスランドを襲った金融危機と経済危機の影響は、EU12の労働者の流出、およびアイスランド人のEU諸国への流出の急増に表れた。第5次拡大はそのような形で実態面に影響を与えたが、実態面での変化は、アイスランドの制度面にフィードバックされることとなった。EU12からの労働者の急増で、アイスランドにおいても、スウェーデンのケース・スタディで取り上げたような、いわゆる「ソーシャル・ダンピング」が問題となった。アイスランド政府は組織率においてスウェーデンを上回る強力な労働組合を持ち、労使関係は極めて良好で、労働市場の柔軟性がOECDによっても評価されている。この良好な労使に基づき、アイスランドでは労使が無用な軋轢を回避しながら、ソーシャル・ダンピングを防ぐ制度整備に成功した。しかしながら、アイスランドは偏った産業構造を持ち、国家規模も極小であり、克服すべき経済的課題は多い。金融危機から悪化した経済状況が早期に改善しないならば、良好な労使関係の継続は困難に直面するかもしれない。

(4) 第4論文ではフィンランドにおいて生じた事件のケース・スタディを行った。フィンランドは、2006年からEU8に対して完全に移動を自由化した。EU内においては相対的に高所得の国であり、スウェーデンのケースと類似の事例が生じた。本論文で取り上げた企業は、EUの自由移動の制度を利用し人件費を圧縮するための対策を講じたが、それには国際的な競争圧力への対応、とりわけ2004年の第5次拡大以降の競争の激化への対応に迫られたことが背景にあった。その結果生じた労使間の対立は、欧州裁判所の判断を求める結果となったが、スウェーデンのケースと同様に、労働側には不利な結果となった。しかしながら、欧州裁判所による判断は、EU諸国で保障されてきた基本的な人権と市場統合の優越性について、後者を前者に優先させるという重大な判断を含んでおり、その後のアクター間の主張の対立から、市場統合とその社会的側面の発展を同時に目標としてきたEU統合がかかえる葛藤がいつそう明白に浮き彫りになった。本論文によって、「拡大」がEU諸国の労働市場に大きな軋轢をもたらした、さらに近年の経済危機は状況の改善を難しくさせているという、先の3つの論文で明らかにされた結果が補強された。

(5) 以上の4つの論文から、EUによる労働移動および（労働者の移動を伴う）サービスの移動に関する制度は、現状では高所得の加

盟国の国内に強い軋轢をもたらすこと、その意味で、EUの制度はEU経済統合の重要なアクターである労使間で十分な合意がなされているとは言えないことが明らかになった。また、労使間の利害調整が急務であるが、隔たりは大きく、容易に解決され得ないことが明らかとなった。調整はEUを襲った金融危機とその後の経済不況の中でますます難しいものになっている。制度を変化させるため、アクター間での駆け引きは続いている。今後、EUの制度がどのように変化するかは、アクター間の利害調整のプロセス、グローバルなレベルでの政治経済的潮流、世界経済の動向、EUへの新規加盟国の追加などによって影響を受けるだろう。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計4件）

- ① 本田雅子、EUにおける経済的自由と社会民主的権利の衝突—ヴァイキング事件、ECJ先決裁定、モンティ規則を巡って—、大阪産業大学経済論集、査読無、第14巻第2号、2013、121-144
- ② 本田雅子、アイスランドの労働移動—EU第5次拡大と金融危機がもたらした影響を中心として—、大阪産業大学経済論集、査読有、第13巻第2号、2012、1-26
- ③ 本田雅子、EUにおける国外派遣労働者—イギリスで生じた労働争議に関する一考察—、査読有、第12巻第2号、2011、97-115
- ④ 本田雅子、EU拡大と労働移動—第5次拡大におけるスウェーデンとラトビアのケース—、査読有、第11巻第1号、2009、97-122

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

本田 雅子 (HONDA MASAKO)

大阪産業大学・経済学部・准教授

研究者番号：50306073